

1 議 事 日 程 (第1日)

(平成26年第3回久山町議会定例会)

平成26年9月2日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案審議

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

議案第30号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について (26久山町条例第12号)

議案第31号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について (26久山町条例第13号)

議案第32号 久山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部
を改正する条例について (26久山町条例第14号)

議案第33号 字の区域の変更について

議案第34号 町道路線の廃止について

議案第35号 町道路線の変更について

議案第36号 町道路線の認定について

議案第37号 平成25年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第38号 平成25年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第39号 平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい
て

議案第40号 平成25年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第41号 平成25年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第42号 平成26年度久山町一般会計補正予算 (第2号)

議案第43号 平成26年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

議案第44号 平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

議案第45号 平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第4 意見書について

* 集団的自衛権 憲法解釈の閣議決定を撤回することを求める意見書

日程第5 請願・陳情について

- * ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
- * 「農業・農協改革」に関する請願
- * 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

日程第6 本会議の日程について

- * 一般質問について
- * 最終本会議について

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	吉村雅明	2番	山野久生
3番	阿部文俊	4番	有田行彦
5番	阿部賢一	6番	佐伯勝宣
7番	阿部哲	8番	本田光
9番	松本世頭	10番	木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

4番	有田行彦	5番	阿部賢一
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	代表監査委員	國崎英機
総務課長	安部雅明	教育課長	伴義憲
会計管理者	松原哲二	税務課長	川上克彦
健康福祉課参事	物袋由美子	田園都市課長	實淵孝則
上下水道課長	矢山良寛	経営企画課長	安倍達也
魅力づくり推進課長	久芳義則	町民生活課長	森裕子

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	笠利恵
総務課主査	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回久山町議会9月定例会を開会いたします。

まず初めに、議会開会に当たり、町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 9月定例会開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに9月定例会を招集しましたところ、議会全員の皆様の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年は国内で観測史上初めて41度を超すなど記録的な猛暑の夏でしたが、今年は一変して毎日のように雨模様の天候が続くなど長雨と冷夏の年になりました。農作物では野菜等の出荷にも影響が出てきており、これから収穫時期を迎える水稻についても影響が懸念されるところであります。

今年の異常な気圧配置がもたらした天候は、去る8月20日、広島市に局地的な豪雨をもたらし、複数の山の谷に土石流が発生し、70余名の方がその犠牲となりました。また、福岡においても8月22日未明、大雨時、志免町で管内を見回りに出た21歳の若い巡査が冠水した道路側溝に足をとられ、そのまま川に流され轢死するといった痛ましい事故も発生しております。これは現場を熟知されていなかったこともあるかもしれませんが、このような事故は大雨時においてはどこにでも起こり得る事故であり、本町におきましてもこれを教訓として大雨時における行動に関しての注意を徹底してまいりたいと考えます。今回の大雨災害により亡くなられた方々に対し心からお悔やみを申し上げますとともに被災者に対し心よりお見舞いを申し上げます。

さて、国のほうでは安倍総理は今月の3日までに新しい組閣を決定すると明言されておりましたが、その中に新たに地方創生担当相が設けられることになっております。これにより今後ますます国と地方との関係についての議論が進むものと期待されます。また、一方で地方の自立を求める政策も当然出てくるものと考えられます。したがって、人口規模が小さい本町におきましては自立と独自性を主張できるまちづくりをより早く進めておく必要があると思われまます。

次に、本町では昨年4月、高校生、大学生を対象とする海外語学留学補助制度をスタートさせましたが、このたびその適用第1号となる留学生在が決定いたしました。下山田在住の河辺美咲さんという方で、福岡市内の大学3年生でございます。韓国釜山市の大学に約

半年間語学勉強のために留学される予定です。去る8月19日に役場町長室におきまして久原本家グループの河辺社長と一緒に御本人に伝達を行ったところでございます。御承知のように久原本家グループも町の本制度に御賛同され、町が認定した対象者に対して同金額を当社独自で助成されることとなっております。これから河辺さんに続き国際人を目指す第2、第3の申請者が出てくることを期待したいと思います。

さて、今議会に御提案します議案関係は、専決処分の承認案件が1件と条例案件が3件、平成25年度一般会計及び特別会計等の決算認定並びに平成26年度の一般会計及び特別会計等補正予算など合計17案件をお願いするものでございます。

それぞれの議案の詳細につきましては各担当課長が御説明いたしますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げまして私の御挨拶といたします。

○議長（木下康一君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ別室にて協議しましたが、再度ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。4番有田行彦議員、5番阿部賢一議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定。平成26年9月2日から9月18日まで17日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から18日までの17日間と決定いたしました。

日程第3、議案審議の方法。議案第29号から議案第41号までを一議案ごとに上程し、提案理由の説明を受ける。上程された議案第37号から議案第41号について監査委員の監査報告を受ける。議案第42号から議案第45号までを一議案ごとに上程し、提案理由の説明を受ける。会期中に議案第29号から議案第45号までの内容説明を受ける。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第4、意見書について。集团的自衛権 憲法解釈の閣議決定を撤回することを求め

る意見書。所管委員会に付託し、会期中に委員会審査を行う。意見書は以上のように取り扱いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第5、請願・陳情について。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願。「農業・農協改革」に関する請願。軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情。所管委員会に付託し、会期中に委員会審査を行う。請願・陳情は以上のように取り扱いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第6、本会議の日程について。一般質問について。平成26年9月3日水曜日9時30分、本会議で一般質問を行う。最終本会議について。平成26年9月18日木曜日9時30分、最終本会議を行い、議案第29号から議案第45号までを一議案ごとに審議の上、採決を行う。本会議は以上の日程で行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本会議は以上の日程で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案審議

○議長（木下康一君） それでは、日程第3により議案の上程を行います。

まず、議案第29号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

専決第3号平成26年度久山町一般会計補正予算（第1号）。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により平成26年7月8日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額43億5,500万円に平成26年7月豪雨災害に伴う災害復旧費として歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,600万円とするものです。歳入の財源といたしましては、国庫負担金、繰越金、町債を充当します。

詳細につきましては担当課長が委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認い

ただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

- 議長（木下康一君） 次に、議案第30号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課参事。

- 健康福祉課参事（物袋由美子君） 御説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、同法第34条第2項及び第46条第2項の規定により久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定が必要なため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

- 議長（木下康一君） 次に、議案第31号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課参事。

- 健康福祉課参事（物袋由美子君） 御説明いたします。

本案は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、同法第34条の16第1項の規定により久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定が必要なため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

- 議長（木下康一君） 次に、議案第32号久山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（安部雅明君） 御説明いたします。

本案は、指定管理者の候補の選定につきまして所要の事項を改正する必要があるため久山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認い

たゞきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第33号字の区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安部雅明君） 御説明いたします。

本案は、上久原土地区画整理事業の施行に伴い字界の不整形が生じたため字の区域変更を行うものでございます。

詳細につきましては委員会におきまして担当課が御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第34号町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 御説明いたします。

本案は、上久原土地区画整理事業に伴い、路線名、上久ヶ原1号線、起点、大字久原字上ヶ原661番3先、終点、大字久原字上ヶ原620番先、延長187.2メートル、最小幅員1.75メートル、最大幅員3.07メートルほか7路線について道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第35号町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 御説明いたします。

本案は、上久原土地区画整理事業、上山田土地区画整理事業等に伴い、路線名、山田・久原1号線、起点、大字久原字天神面3731番1先、終点、大字山田字古屋敷512番1先、延長1,827メートル、最小幅員10.85メートル、最大幅員24.6メートルを、路線名、山田・久原1号線、起点、大字久原字天神面3731番1先、終点、大字山田字地下並644番1先、延長2,097メートル、最小幅員10.85メートル、最大幅員24.6メートルに変更するほか12路

線について道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第36号町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 御説明いたします。

本案は、上久原区画整理事業、上山田土地区画整理事業等に伴い、路線名、上ヶ原1号線、起点、大字久原字上ヶ原602番1先、終点、大字久原字上ヶ原667番1先、延長406.9メートル、最小幅員6メートル、最大幅員6メートルほか14路線について道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第37号平成25年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について監査委員による審査が終了いたしましたので、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

歳入決算額60億5,762万9,286円、歳出決算額58億7,915万8,841円、歳入歳出差し引き額1億7,847万445円の黒字決算であり、同額の1億7,847万445円を翌年度へ繰り越すものがあります。

歳入を前年度決算と比較いたしますと26.4%増で、額にしますと12億6,347万8,386円の増額決算になります。歳入の内訳は町税、地方譲与税、地方交付税、各種交付金、臨時財政対策債などの経常一般財源等収入が約28億1,410万6,000円で、歳入総額の46.5%を占める割合となっております。対前年度より増加したのは町税1,700万2,000円、0.9%増、国

庫支出金 3 億653万2,000円、114.7%増、地方債13億5,593万8,000円、326.0%増、減少いたしましたのは地方交付税2,712万1,000円、4.2%減、基金繰入金 1 億6,554万1,000円、97.4%減、諸収入 2 億2,483万7,000円、39.7%減、財産収入5,011万8,000円、37.0%減となっております。歳出につきましては前年度決算と比較いたしますと28.6%増で、額にいたしますと13億740万3,721円の増額決算になります。対前年度より増加しましたのは、土地開発公社の解散に伴い補助費等12億8,226万5,000円、359.4%増、公債費 1 億3,298万円、45.3%増となっております。また、人件費、扶助費、公債費の義務的経費も 1 億4,389万円、10.5%増となっております。ほかには繰出金8,492万9,000円、18.6%増、積立金 2 億1,461万1,000円、8,007.9%増となっております。対前年度より減少しましたのは物件費 3,617万円、3.8%減、投資及び出資金、貸付金は8,969万4,000円、89.7%減、普通建設事業費 2 億9,687万5,000円、23.2%減となっております。目的別では衛生費、労働費、災害復旧費以外は全て増額となっており、町の財政構造の弾力性の指標となる経常収支比率は前年度より2.9%上がり87.9%となっており、今後も継続して経常経費の抑制を図るとともに、より一層自主財源の確保に努める必要があると思われま。

詳細につきましては委員会で各担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、認定いたしますようお願いいたしますので説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第38号平成25年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、財源となります歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税 1 億6,725万4,766円、国庫支出金 2 億2,333万2,338円、療養給付費等交付金 7,191万7,000円、前期高齢者交付金 2 億3,249万1,552円、県支出金4,965万9,484円、共同事業交付金 1 億1,410万1,541円、繰入金 1 億4,407万3,849円、歳入合計といたしましては10億1,208万7,293円でありまして、前年よりも5,012万3,651円の増額となり、前年の約5.2%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費 6 億7,650万8,188円、後期高齢者支援金等 1 億791万8,180円、介護納付金4,367万2,384円、共同事業拠出金9,294万2,658円、諸支出金1,419万6,873円、歳出合計といたしましては9 億5,806万7,191円であり、前年より

448万6,482円の増額となり、前年の約0.5%の増となっております。歳入合計から歳出合計を差し引いた5,402万102円が翌年度への繰越額となっております。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いをいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第39号平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、その財源となります歳入の主なものといたしまして後期高齢者医療保険料9,633万6,070円、繰入金3,215万9,059円、繰越金496万6,590円、歳入合計といたしまして1億3,349万2,629円でありまして、前年よりも57万2,060円の増額となり、対前年比は約0.4%の増となっております。

歳出といたしましては総務費1,052万1,603円、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1億1,853万9,606円、歳出合計といたしましては1億2,908万9,019円でありまして、前年よりも113万5,040円の増額となり、対前年比は約0.9%の増となっております。歳入合計から歳出合計を差し引いた440万3,610円が翌年度への繰越額となります。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第40号平成25年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成25年度の決算は、歳入合計5億4,638万6,002円、歳出合計5億3,220万6,336円で、歳入歳出差し引き額残額1,417万9,666円を翌年度へ繰り越すものでございます。

歳入決算の主なものにつきましては、分担金及び負担金1,467万5,550円、使用料及び手数料1億6,776万1,540円、国庫支出金5,204万6,000円、一般会計繰入金1億8,000万円、事業費1億370万円でございます。

また、歳出決算の主なものにつきましては、総務費8,416万1,227円、事業費2億82万5,326円、公債費2億4,023万5,215円でございます。

事業の進捗状況でございますが、下水道管の布設延長は年度中に1.85キロメートル完成いたしまして全体で61.05キロメートル、処理区域面積は6.0ヘクタール増となりまして全体で283.2ヘクタール、認可区域面積に対しまして62.1%の進捗状況でございます。行政人口に対する処理区域内人口の割合でございます下水道普及率は91.8%でございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第41号平成25年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び平成25年度久山町水道事業会計決算を地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成25年度末給水人口は8,120人と前年度と比べまして41人増加しております。普及率は年度末久山町人口8,346人に対しまして97.3%、また配水量97万4,176立方メートルに対しましての有収水量91万8,552立方メートルで、有収率は94.3%となっております。剰余金の処分といたしましては、平成25年度の剰余金3,112万3,025円と前年度までの未処分利益剰余金4,082万116円を足した平成25年度久山町水道事業会計未処分利益剰余金7,194万3,141円のうち7,100万円を建設改良積立金に積み立て、残金を繰り越すものでございます。

決算といたしましては、収益的収入の決算は水道事業収益2億2,047万9,146円、内訳といたしましては営業収益として2億125万7,190円、営業外収益といたしまして1,922万1,956円となっております。

収益的支出の決算は水道事業費用1億8,726万3,348円、内訳といたしまして営業費用1億4,604万3,626円、営業外費用4,121万792円、特別損失8,930円となっております。

また、資本的収入の決算は、負担金といたしまして4,725万6,684円となっております。

資本的支出の決算は1億3,402万1,591円、内訳といたしましては建設改良費4,394万8,223円、企業債償還金9,007万3,368円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,676万4,907円は消費税及び地方消費税資本収支調整額209万2,773円、過年度損益勘定留保資金1,006万2,628円及び当年度損益勘定留保資金7,460万9,506円で補填いたしております。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

(田園都市課長實淵孝則君「議長、ちょっとよろしいですか」と呼ぶ)

○議長（木下康一君） 発言を許可します。

○田園都市課長（實淵孝則君） 済みません、先ほど議案第35号の町道路線の変更について提案理由を述べましたけども、変更前の終点と変更後の終点を私は逆さまに言ってしまいました。誠に申しわけございません。おわびを申しまして訂正を願いたいと思います。よろしくお願ひします。

もう一回読み直します。

上久原土地区画整理事業、上山田土地区画整理事業に伴い、路線名、山田・久原1号線、起点、大字久原字天神面3731番1先、終点、大字山田字地下並644番1先、延長1,827メートル、最小幅員10.85メートル、最大幅員24.6メートルを、路線名、山田・久原1号線、起点、大字久原字天神面3731番1先、大字山田字古屋敷512番1先、延長2,097メートル、最小幅員10.85メートル、最大幅員24.6メートルに変更するほか12路線について道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようよろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（木下康一君） ただいま担当の田園都市課長が訂正がございました。この件について賛成の方の起立を求めます。賛成者の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 可決されました。

では、続けます。

ただいま上程されました議案第37号から議案第41号までは5議案を決算認定の案件でありますので、ここで監査委員の報告を受けます。

國崎代表監査委員が入場されるまでしばらくお待ちをお願いします。

〔代表監査委員 國崎英機君 着席〕

○議長（木下康一君） 國崎代表監査委員が入場されましたので、監査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（國崎英機君） おはようございます。

監査委員の國崎でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまから平成25年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計について監査報告をいたします。

なお、監査結果につきましては、議選の阿部文俊議員、それから私、國崎の合議によるものでございます。

座らせていただきます。

町長から審査に付されました平成25年度の決算について審査が終了しましたので、ここに御報告をいたします。

平成25年度の決算で審査の対象としましたのは、平成25年度久山町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算並びに平成25年度久山町水道事業会計決算であります。

なお、審査の主眼とその方法でございますが、審査に付されました各会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証憑書類について、第1に決算の計数は正確であるか、第2に経理事務は関係法規に適合した処理がなされているか、第3に予算の執行は適切かつ効率的になされているか、以上の点に留意しつつ関係課長及び担当者の説明を聴取するとともに例月出納検査を参考にして審査を行いました。

なお、投資的事業につきましては、主な事業箇所の現地調査を実施いたしております。

次に、審査の期間ですが、6月25日から7月24日にかけて実施をいたしました。

審査の結果ですが、平成25年度一般会計では歳入が60億5,762万9,286円、歳出が58億7,915万8,841円で、繰越明許費として翌年度へ繰り越す一般財源2,558万4,960円を除いた実質収支は1億5,288万5,485円となります。

なお、歳出予算の執行割合は93.4%であり、繰越明許費で翌年度へ繰り越す額2億9,579万2,960円を差し引けば不用額は1億2,244万7,564円となり、その主なものは総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費であり、それぞれの費目において未執行となった理由があり、全ての事務事業が予算に基づき適正に執行された結果であることを認めます。

国民健康保険特別会計は、歳入が10億1,208万7,293円で、歳出は9億5,806万7,191万円で、実質収支は5,402万102円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入が1億3,349万2,629円で、歳出が1億2,908万9,019円で、実質収支は440万3,610円であります。

下水道事業特別会計は、歳入が5億4,638万602円で、歳出が5億3,220万6,336円で、実質収支は1,327万9,666円であります。

水道事業会計は、収益的収支が3,321万5,798円の黒字となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,676万4,907円は消費税及び地方消費税資本収支調整額209万2,773円、過年度損益勘定留保資金1,006万2,628円及び当年度損益勘定留保資金7,460万9,506円で補填されており、平成25年度純利益は3,112万3,025円であります。

以上、一般会計及び特別会計、企業会計におきます実質収支等についての御説明をいたしました。また、全ての会計において黒字決算であり、収支の均衡は保たれていることを認めます。

また、決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿を照合した結果、いずれも正確であることを認めますとともに、予算の執行及び関連する事務が適正に処理されていることを御報告いたします。

しかしながら、次に指摘する事項につきましては、今後十分に検討され、適切な措置、改善を図られたいと考えます。

まず第1点ですが、財政の弾力性を判断する指標として用いられます経常収支比率についてであります。町財政の根幹であります経常一般財源収入（町税、普通交付税等）に占める義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合を経常収支比率というんですが、これが87.9%で、昨年85%でありましたから2.9%ポイント悪化しております。糟屋郡の地区でも昨年は2番目だったんですけれども4番目となっております。今後は国からの交付金等が大幅に削減されることが予想されますことから、さらなる財政の構造の弾力性の確保を保たれ、健全な財政運営に努められるように強く要望いたします。

第2点は自主財源の確保であります。これは永遠の課題なんですけども、これには人口増、企業誘致が有効な手段を考えられます。地区計画の見直しや区画整理事業により宅地化は進んでおりますが、必ずしも期待どおりの成果が出ていないのが現状であります。住宅建設を誘引する対策が必要かと思えます。また、企業誘致に関しても積極的に取り組まれ、その実績は評価できますが、さらなる優良企業の誘致等を図るには土地利用構想の見直しが必要となります。大胆な発想と創意工夫により安定的自主財源の確保に取り組んでいただきたいと思います。

平成25年度土地開発公社の解散により今後町が引き継ぐ保有土地については、処分基本方針のもと計画的に処分され、13億円弱あります第三セクター等改革推進債の早急な返済に努められるようお願いいたします。

第3点は、各種税、使用料、受益者負担金の滞納金総額は、毎年不納欠損しながら7,867万8,000円に上っており、今年度も時効等により不納欠損処理が749万344円となっております。公平公正の原則のもと、滞納者については時効中断の法的手続等を徹底されるとともに、新たな滞納発生を極力抑えるため、現年課税分について臨戸徴収の徹底を図る等、重点的な徴収体制の整備を望みます。

なお、滞納処分については専門的知識と経験が必要でありますので、強制徴収の対象であります町税、国保税、下水道使用料、下水道受益者負担金等の滞納処分手続については事務の一元化による効率的な徴収体制の整備が望ましいと考えています。あわせて御検討いただきたいと思っております。

滞納金額を減らすために元国税の税理士の指導のもと、滞納問題を多面的に捉えて税務課、町民生活課を中心に実施された結果、23年度1億1,000万円あった滞納の額が今年度は7,900万円弱までに縮減されております。半分は不納欠損なのですがね、この点はこういうふうには評価できます。今後更なる努力を期待したいと思います。

第4点については、借地の取り扱いについてですが、平成25年度、町が借地している土地、公園用地、道路、歩道用地、水路用地が16区画、面積が1万1,042平米、借地料が274万円に上っております。公共施設用地が借地であることは望ましくなく、将来に経常経費として町財政の負担となるものであります。経常収支を引き上げる要因ともなりますので、計画的な買い取り等が必要と考えます。

以上、主な4項目について指摘、評価を申し上げましたが、決算審査意見書に詳細を掲載しておりますので、御一読いただければと存じます。

次に、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付されました平成25年度健全化判断基準比率について財政第4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、連結公債費比率、将来負担比率）の久山町の現状について御説明いたします。

この財政健全化審査は、町長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼にして実施をいたしました。

まず、実質赤字比率でございますが、一般会計と特別会計（普通会計）が対象となりますが、早期健全化基準が15%とされています。また、連結実質赤字比率につきましても普通会計と企業会計が対象とされ、早期健全化比率は20%とされております。この2つの指

標についてはいずれの会計においても黒字決算でありますので、問題はございません。

次に、実質公債費比率についてであります。標準財政規模に占める普通会計、公営企業会計、一部事務組合に係る公債費の割合を示すもので、早期健全化基準は25%とされており、本町におきましては9.2%となっており、昨年より0.7ポイント改善されており、久山町の財政が健全であることを示すものと言えます。

次に、将来負担比率については、普通会計、公営企業会計、一部事務組合、開発公社、第3セクター等全てを含むもので、早期健全化基準は350%とされており、当町では74.8%となっており、これも昨年度より7.8ポイント改善されております。

以上のことから、昨年より財政指標は大幅な改善が見られ、現時点においては数値的に何ら問題はなく、町財政は健全であると判断いたします。また、水道事業会計、下水道事業特別会計におきます資金不足についても特に指摘する事項はございませんでした。

これら指標のうち一つでも健全化判断基準を超えますと財政健全化計画を策定しなければなりませんし、さらに数値が悪化しますと財政再生計画を策定し、国の管理のもとで予算編成することとなります。執行部におかれましては、特に将来負担比率を念頭に置かれ、さらなる財政の健全化に努めていただきたいと思います。また、議会におかれましても監視、チェック機能を十分に発揮していただきますことをお願い申し上げまして平成25年度決算監査報告といたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（木下康一君） 詳細に御報告をいただきましてありがとうございました。

〔代表監査委員 國崎英機君 退席〕

○議長（木下康一君） 次に、議案第42号平成26年度久山町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町一般会計歳入歳出補正予算（第2号）をお願いするものです。既定の歳入歳出予算の総額43億8,600万円に歳入歳出それぞれ2億3,718万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,318万3,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、人事異動及び市町村職員共済組合負担金の負担率変更等に伴い全体で33万5,000円の減、総務費では財産管理費の委託料及び工事費963万5,000円の増、OA事務費の社会保障・税番号制度導入事業費1,903万2,000円の増、賦課徴収費の町税等過誤

納還付金250万円の増、民生費では社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金2,357万5,000円の増、障害者福祉費の育成医療費等550万4,000円の増、衛生費では予防費の委託料等543万1,000円の増、農林水産業費では農地費の修繕料及び委託料で494万9,000円の増、商工費では観光費の観光交流センター等整備事業費6,857万8,000円の増、土木費では道路維持費の修繕料及び工事費で1,500万円の増、交通安全対策事業費で修繕料及び工事費で4,750万円の増、住宅管理費で工事費220万9,000円の増、消防費では非常備消防費で久山町消防団第5分団県大会出場経費として355万円の増、災害対策費で補助金180万円の増、教育費では教育振興費で久原小学校の特別支援教室改修費等1,442万4,000円の増、施設大規模改修費の執行残1,006万2,000円の減、文化財発掘調査費の受託事業費で893万7,000円の増、首羅山遺跡事業費で1,733万2,000円の増、全体で2億3,718万3,000円の増額となります。

財源となります歳入は、地方特例交付金、地方交付税、国県支出金、基金繰入金、町債等で3,718万3,000円となります。

詳細につきましては委員会で各担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたしますして説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第43号平成26年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町国民健康保険特別会計予算の歳入歳出の補正（第1号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額9億8,868万3,000円に歳入歳出それぞれ9,162万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,031万1,000円とするものでございます。

歳出補正につきましては、主なものといたしましては、医療費の伸びが当初の予想を上回っているため保険給付費が9,240万5,000円の増額、後期高齢者支援金等が706万8,000円の減額、介護納付金が409万5,000円の減額、諸支出金の国県支出金精算返納金等で694万8,000円の増額になり、歳出補正合計といたしましては9,162万8,000円でございます。

そのための財源であります歳入補正といたしまして療養給付費等交付金が550万9,000円の増額、前期高齢者交付金が852万5,000円の増額、繰入金が2,357万5,000円の増額、繰越金が5,401万9,000円の増額、歳入補正合計といたしまして9,162万8,000円でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議いただきますよ

うお願いをいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第44号平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出の補正（第1号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額1億3,379万6,000円に歳入歳出それぞれ361万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,740万8,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、総務費が79万円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして440万2,000円の増額で、歳出補正合計といたしましては361万2,000円でございます。

そのための財源であります歳入補正といたしましては繰入金79万円の減額、繰越金が440万2,000円の増額で、歳入補正合計といたしまして361万2,000円でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議いただきますようお願いをいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第45号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額6億1,751万円から歳入歳出それぞれ927万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億823万3,000円とするものでございます。

今回の補正は平成26年4月1日の人事異動に伴う歳出予算の事業費中、給料等人件費を927万7,000円減額し、歳入予算の基金繰入金を減額するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上、終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 意見書について

○議長（木下康一君） 次は、日程第4、意見書について。発議第1号集団的自衛権 憲法解釈の閣議決定を撤回することを求める意見書を議題といたします。

提出議員より趣旨説明を求めます。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 集団的自衛権 憲法解釈の閣議決定を撤回することを求める意見書提出についての説明を行います。

安倍政権は、7月1日、どの世論調査でも反対が多数、国民多数の声に背いて集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行しました。閣議決定の内容は、どこから見ても解釈の大転換であります。「日本国憲法第9条のもとの武力行使は許されない」が歴代政権政府の憲法解釈でした。それを改め、日本が攻撃されていなくても他国の戦争で武力行使するのが集団的自衛権行使、どこから見ても180度の大転換であります。日本国憲法前文と第9条が規定している平和的生存権の保障と恒久平和主義は日本国憲法の基本原則であります。

集団的自衛権とは、日本が攻撃されていないのに海外でのアメリカの戦争に日本の自衛隊が参戦し、戦場で殺し殺される国になりかねないということであります。「限定」などは正反対に際限なく拡大し、戦争へ突き進むおそれがあります。重大なのは自衛隊員の戦地への送り込みを大幅に拡大することです。憲法9条に基づいて武力行使はしてならない、戦闘地域に行ってはならないという2つの歯止めがあったので、後方支援でも犠牲者は出ませんでした。2つの歯止めをなくし武装した自衛隊が戦地へ行けば攻撃の対象となり、戦闘行為に巻き込まれることは火を見るより明らかであります。イラク戦争が示すように、一度戦争に巻き込まれれば、殺し殺される事態になり、泥沼化してしまいます。集団的自衛権行使として行われたアフガニスタン戦争へのNATO諸国、アメリカと軍事同盟を結んでいる国々の参加は後方支援としての参加でありましたが、犠牲者は21カ国、1,031人に上りました。これまでの歯止めをとってしまえば、日本の若者が戦地で実際に血を流すことになるのであります。閣議決定は法律を変えない限り実行はできません。時々の政府が恣意的にその解釈を変更することは立憲主義を根底から壊す暴挙として与党内からはもちろん、広範な人々の批判を広げており、立法院軽視は許されません。

よって、直ちに閣議決定を撤回することなど、以下のことを強く求めます。

記。1、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回すること。

2、集団的自衛権行使のための立法措置は行わないこと。

3、日本国憲法9条を守り生かすこと。

4、自衛隊の隊員の生命の保障について疑問があること。

以上、集団的自衛権 憲法解釈の閣議決定を撤回することを求める意見書（案）を可決していただき、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長宛てに意見書を提出していただきますようによろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 提出議員の説明が終わりました。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようですので、本案は第2委員会に付託したいと思います  
が、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本案は第2委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 請願・陳情について

○議長（木下康一君） 次は、日程第5、請願・陳情について。本日までに受理しました請願は2件、陳情は1件でございます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願を議題といたします。

紹介議員より説明をお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願について説明をいたします。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者の人たちが合計350万人いると言われていています。2014年8月18日現在の久山町のB型肝炎の方は87人、C型肝炎の方が84人というふうに言われております。2014年の国の予算はB型肝炎及びC型肝炎患者がウイルス排除、増殖の抑制のためのインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療を受けの際に自己負担を軽減する医療費助成は昨年度と同額の100億円となっております。しかし、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されておりますけれども、対象となる医療がB型、C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため医療費助成から外れるという患者が相当数に上ると言われており、特に肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく就労不能の方も多く、

生活に困難を来していると言われております。

また、現在、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態があります。現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされています。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方についての検討を進めるということの附帯決議がされています。しかし、国においては肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について新たな具体的措置は講じられておりません。肝硬変、肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなられているというふうに言われており、一刻の猶予もない課題であります。

以上のことから、全ての肝炎患者の人たちが安心して治療を受けられる恒久対策の確立が必要不可欠だと考えます。

したがって、1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）を可決していただき、内閣総理大臣、厚生労働大臣に意見書を提出していただきますようによりしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 紹介議員の説明が終わりました。

本請願に質疑のある方はお受けいたします。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 間抜けな質問で済みませんが、当然内閣改造ですから、最後の意見書案は名前はそのときの大臣ということで。

○議長（木下康一君） 立って。

○6番（佐伯勝宣君） 間抜けな質問であれですが、当然最後の意見書案というところの宛先のほうは、そのときの大臣ということでいいですね。内閣総理大臣安倍さんは変わりませんが、厚生労働大臣田村、これが変わってくる、どうなるかわかりませんが、そういうことで、単純な質問でございますが。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 今の、現在の内閣総理大臣、それから厚生労働大臣宛てに意見書を提出していただきたいということであります。

（6番佐伯勝宣君「これ、変わるの当然ですね。以上です」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） では、質疑を打ち切ります。

本請願は第1委員会に付託したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本請願は第1委員会に付託いたします。

次に、「農業・農協改革」に関する請願を議題といたします。

紹介議員より説明をお受けいたします。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） それでは、御報告いたします。

「農業・農協改革」に関する請願でございます。請願要旨を申し上げます。

農業協同組合は農家の相互扶助により経済的社会的地位の向上を図ることを目的に設立された協同組合組織であり、農協法が制定された昭和22年以降、社会、経済環境の変化に応じて地域農業の振興、農家所得の向上、生活環境の改善を目指し今日まで活動してまいりました。この目的、理念は今後も揺るぎないものであり、行政機関並びにJAグループ等が適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが今後の地域農業を維持発展していくには最も効果的であり効率的でございます。

ついては、次期通常国会等で審議される予定となっております農業・農協改革において以下の点に御留意の上、現場の意見を反映するよう国への意見書を提出いただきたく請願をいたします。

1、民間組織である協同組合に対して組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないこと。

2、JAが行っている営農、経済、信用、共済等の総合事業は農家組合員の営農と生活に深く密着している。事業の総合性を保つためにも信用事業の譲渡等、一部の事業の分離を強制しないこと。

3、地域住民の重要な社会生活基盤ともなっているJAの事業に対して地域農業の大切な理解者である准組合員の利用を制限するような協同組合の果たしている役割に支障を来す規制強化を行わないこと。

4、全農はJAを補完するものであり、多様な農家所得安定のため農畜産物の共同販

売、生産資材の安定供給機能が必要であり、株式会社化による機能の切り離しは組合員の経済的地位低下のおそれがあり、現行の協同組合組織を堅持すること。

5、中央会はJAの指導機関とし、不測の事態が発生した場合を含め恒常的にその指導機能の発揮が担保されておく必要があることから、引き続き農協法に基づく制度として位置づけること。

2、請願理由を申します。

平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場では農業者と県及び市町村、行政、関係機関、JAグループが一体となって取り組みを始めたやさきです。政府は6月24日、農林水産業・地域の活力創造プランを改訂し、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業、組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しておりますが、今後の具体化の検討に当たっては、これまでJAグループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正當に評価した上でJAグループの自己改革を強く後押しするものとする必要があります。加えて農業委員会の改革及び農業生産法人の要件の見直しについても一方的な価値判断による議論とならないよう慎重な検討が必要と考えます。今後の政府による農業・農協改革の進め方いかんでは、JAグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んでいた水田農業を初めとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくり等の対応が困難になり農業者への多大な影響が懸念されるため、この請願を行うものでございます。

各議員におかれましては御理解と御協力をお願いし、各関係省庁へ送付していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（木下康一君） 紹介議員の説明が終わりました。

本請願に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようですので、本請願は第2委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本請願は第2委員会に付託いたします。

次に、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を議題いたします。

本陳情は第1委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本陳情は第1委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで散会いたします。

なお、会期中の活発な議論をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時45分